

令和7年 富士見町 規則

第 24 号

金融機関の合併に伴う関係規則の整理に関する
規則をここに公布する。

令和7年12月24日

富士見町長 渡辺 葉

富士見町規則第 24 号

金融機関の合併に伴う関係規則の整理に関する規則

(富士見町税に関する規則の一部改正)

第 1 条 富士見町税に関する規則（昭和 60 年富士見町規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

様式第 3 号の 2、様式第 3 号の 3、様式第 3 号の 5、様式第 4 号、様式第 10 号、様式第 60 号、様式第 74 号及び様式第 82 号中「八十二銀行」を「八十二長野銀行」に改める。

(富士見町福祉医療費給付金条例施行規則の一部改正)

第 2 条 富士見町福祉医療費給付金条例施行規則（平成 15 年富士見町規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 4 号中「八十二銀行」を「八十二長野銀行」に改める。

(富士見町高額医療費資金貸付規則の一部改正)

第 3 条 富士見町高額医療費資金貸付規則（平成 11 年富士見町規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「八十二銀行」を「八十二長野銀行」に改める。

附 則

(施行日)

1 この規則は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の旧様式については、この規則の施行日以後においても、当分の間、なお使用することができる。